

沖縄県公文書管理条例（仮称）の概要に対する県民意見

令和6年12月26日（木曜日）から令和7年年1月23日（木曜日）までの間、沖縄県公文書管理条例（仮称）の概要に対する県民意見公募を行ったところ、4名の方々から貴重な御意見をいただきました。

寄せられた御意見とそれに対する考えについては、以下のとおりです。寄せられた御意見を踏まえ、条例を作成してまいります。

条例案では、職員は経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡づけ、又は検証することができるよう文書を作成しなければならないとし、運用基準（ガイドライン）を定めます。

なお、いただいた御意見につきましては、趣旨を損なわない程度に概要をまとめさせていただきました。

御意見をお寄せいただきました方々の御協力に対し、厚く御礼申し上げます。

No.	御意見	沖縄県の考え
1	現在の公文書は、ごく一部で、全てのメモ・音声・動画が公開されていません。 現在の加工された、一部の公文書では、保存する事自体が無駄です。まずは、米国同様レベルの公文書定義の保存にトライされては如何でしょうか。	職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程や事務・事業の実績を合理的に跡付け、又は検証できるよう、文書を作成しなければならないことを定めることとしております。 職員が職務上作成・取得した文書（図画及び電磁的記録を含む）で組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものが公文書として管理されることとなります。 職員が適切に文書を作成し、歴史資料として重要な公文書が後世に引き継がれるよう、ガイドライン等を整備するとともに、研修等を通じて職員のスキルアップを図ってまいります。
2	議事録、公人、証言人の発言については全て一字一句間違いなく、歪曲することなく音声データと文面、デジタル的にも残していくことが大切であると考えます。	職員は、職務の執行にあたり、公文書の作成については、経緯も含めた意思決定に至る過程や事務・事業の実績を合理的に跡付け、又は検証できるよう、文書を作成しなければならないことを定めることとしております。 文書のデジタル化については、令和7年度からは電子決裁を導入することにより、電子化をすすめることとしております。
3	現在、沖縄県公文書館は、指定管理者制度を用い公益財団法人沖縄県文化振興会によって運営されています。現用文書管理主管課が沖縄県直営であることを考えると、文書管理の日常的制御＝公文書管理を巡る諸課題に対応するための文書主管課及び文書作成課と公文書館との円滑なコミュニケーション形成のためには、公文書館を「県の直営」に移管すべきです。財団による公文書館運営の柔軟性も大切かと思われませんが、県の主体性によって公文書管理の充実を目指すという意志の下、この度の条例化を行うものと理解していますので、直ぐの移管は難しいかもしれませんが、是非、沖縄県公文書館の直営化をご検討ください。 また、直営化が難しいのであれば、公文書館の専門職員を県庁の文書主管課業務に携わることができるような人事上の措置（財団から県への出向、派遣等による職務遂行）をご検討ください。	沖縄県公文書館は、平成19年度から指定管理者制度を導入し、民間事業者が有するノウハウを活用することにより、公文書館の設置目的である公文書の収集、整理、保存業務を効率的に実施しております。 公文書館の業務である評価選別、個人情報保護措置、劣化修復等に関する専門的知識や技術は、長年の実務経験や研修の受講により指定管理者の個々の職員に蓄積されており、国立公文書館が実施する「アーキビスト認証制度」によるアーキビストとして能力を発揮していただいております。 公文書館の管理運営については、業務の質を確保する観点から、今後も指定管理者による管理としていく考えであります。ご懸念とされている県の主管課と公文書館とのコミュニケーションは十分に取られており、今後も連携を深めてまいります。
4	第2条（定義）について 12月11日の県議会における仲村未央議員の一般質問で「実施機関の職員」に知事など特別職が含まれるかの質問があり、総務部長は特別職は含まれないと答弁されていました。地方公務員法と地方自治法では職員の定義に違いがあり、部長答弁は後者に依拠していると思いますが、特別職が通常の決裁処理以外にも県政の重要な意思決定を行う場合が多く、公文書管理条例の趣旨からも特別職を除外すべきではないと思います。 地方自治法における「職員」の定義は同法の各条項によって異なるため、関係法令や規則に基づき解釈すべきであり、高知県や愛媛県が実施機関の職員に知事を含めているのは、公文書管理法の趣旨に基づくものと思料します。 また、総務部長は、実務的に文書の作成や取得を行うのは職員であり、特別職ではない、知事の指示は担当者が残すと説明されていました。特別職は文書の作成・取得をしないというのは、公文書の定義をいわゆる「起案・決裁文書」に限定する旧態依然の考え方だと思えます。仲村議員が例として挙げた、知事が外部と一対一の会談をする場合には知事本人が記録を残す高知県のように、経緯も含めた意思決定に至る過程を残すためには、例えば知事の公務上のメール、電話録なども公文書の範囲に含め、公文書館への保存・移管の対象とすべきです。 その点に関して玉城知事は意思決定の途中経過までつまびらかにすると自由な発言を妨げることになるため、どこまで保存し、公開すべきかどうかは検討の余地があるとしていました。自由な発言を妨げるから記録に残さない、あるいは記録に残るから自由に発言をしないという考えこそ改めるべきだと思います。記録には残すが、公開は一定の期間を経てから、というのが公文書管理のあるべき姿であり、本県の公文書管理条例もそのような考え方に基づいて設計すべきだと思います。 よって、高知県や愛媛県と同様に、「実施機関の職員」に特別職が含まれることを「解釈運用基準」または「ガイドライン」などできちんと明記するよう要望します。	条例の立案に当たりましては、公文書管理法や他県（19都県）の条例を参考にしながら検討してきており、その枠組みの中で、国や他県と同様な公文書管理のレベルとなるよう整理したところ です。 条例の対象となる公文書は、実施機関の職員が職務上作成又は取得し、組織的に用いるものとして、県が保有しているものとしております。 また、職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程や事務・事業の実績を合理的に跡付け、検証できるよう、文書を作成しなければならないこととしております。知事等が参加する会議等においては、職員が概要等を作成し、その文書が意思決定に係るものとして組織的に確認・共有されることで、公文書として管理・保存されていくこととなります。 どのような場面・内容のものを、職員が「経緯も含めた意思決定の過程の跡付けや検証に資する文書として作成するのか」等をガイドラインにおいて整理のうえ、職員への研修を行い、歴史資料として重要な公文書がしっかりと作成・保存されるよう取り組んでまいります。
5	第37条（刑事訴訟に関する書類等の取扱い）について 本条については、昨年2月に公表された骨子案では適用除外するとのみ記載されていましたが、パブリックコメント等を考慮し、今回の概要では第2項（保存の措置）、第3項（公文書館への移管）、第4項（利用制限）が追加されたものと思料します。 しかしながら、昨年のパブリックコメントでB氏が指摘しているように、情報公開条例との整合性の観点、また文書の適切な管理を目的とする本条例の趣旨の観点から、第2章の規定、すなわち「文書の作成」「整理」「保存」「公文書ファイル管理簿」「移管又は廃棄」「管理状況の報告等」「公文書管理規程」の規定を適用しないとするのは適切ではないと思います。 沖縄県は米軍関係や暴力団抗争など他府県にない特有の事件・事故が多く発生しています。しかしながら、それらにかかる記録が歴史資料として残っていないという実態があります。例えば、米国統治下では、「由実子ちゃん事件」（1955年）「宮森小学校戦闘機墜落事故」（1959年）「国場君れき殺事項」（1963年）「隆子ちゃん圧殺事故」（1965年）「女子高生刺傷事件」（1970年）「糸満主婦れき殺事故」（1970年）「コザ騒動事件」（1970年）、日本復帰後では「少女暴行刺傷事件」（1975年）「高校生射殺事件」（1990年）「警察官射殺事件」（1990年）「少女性暴力事件」（1995年）などが発生していますが、沖縄県公文書館にはこれらの事件・事故の刑事訴訟関係資料は引き継がれていません。よく「記録なくて、歴史なし」と言われますが、このままだと重要な歴史的事実自体が公的には存在しなかったことになります。 残さない理由として個人情報 that 挙げられますが、作成・取得から80年から150年間は非公開とするなどの規定を設けることでプライバシー保護は図られます。 以上の理由から、第37条は削除し、刑事訴訟に関する書類等も確実に残る沖縄独自の仕組みを作るべきです。	刑事訴訟に関する書類については、刑事訴訟法に基づき厳格な管理がされることとなります。 公文書管理法の制定に伴って刑事訴訟法も改正され、訴訟に関する書類については、公文書管理法の文書の管理に関する規定は適用しないとされました。そのため、本条例においても、刑事訴訟に関する書類については、現用文書である間の管理の規定を適用しないこととしたものです。 現用文書である間は条例の管理の規定は適用されず、刑事訴訟法に基づく文書の管理に委ねられることとはなりますが、御意見をいただきました沖縄県の米軍等事件、事故など、社会的関心が高く、後世に残すべき歴史公文書等に該当することが認められる刑事訴訟に関する書類については、実施機関（公安委員会、警察本部等）が知事と協議して公文書館に移管し、特定歴史公文書として永久保存することができる仕組みを設けることとしています（第37条第3項）。 また、公文書館に移管された公文書については、沖縄県公文書館管理規則に基づき、個人情報の内容によって、30年、50年、80年の経過により公開対象となるものです。